

2020年7月

資格有効期間延長の特例について

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 星 茂行
資格認定委員長 相澤 雅文

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連する種々の状況を鑑み、2020年時点で資格をお持ちのすべての方を対象として、次の特例を適用します。

- ・臨床発達心理士資格の資格有効期間の一年延長
- ・臨床発達心理士 SV 資格の資格有効期間の一年延長
- ・資格更新延期中の方の特別措置期間の一年延長

この特例は、今年度更新対象になっていない方も含め、すべての有資格者に一律に適用されます。